第六十一条に次の一号を加える。

十一　フィリピン協定

第七十四条の二に次の一号を加える。

三　フィリピン協定

第九十条に次の一号を加える。

十六　フィリピン協定第一条1(d)に規定するフィリピン共和国の法令

第九十三条に次の一号を加える。

十六　フィリピン協定

第九十六条の表に次のように加える。

十六	フィリピン協定第二十一条1	フィリピン実施機関

附　則

この政令は、社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三